

東急不動産株式会社「(仮称) 徳島鳴門風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和 6 年 9 月 9 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称) 徳島鳴門風力発電事業 環境影響評価方法書について、東急不動産株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、徳島県知事及び香川県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：徳島県鳴門市、板野郡板野町、香川県東かがわ市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大 38,700kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 6 年 3 月 18 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 6 年 6 月 20 日
徳 島 県 知 事 意 見 受 理	令和 6 年 8 月 22 日
香 川 県 知 事 意 見 受 理	令和 6 年 8 月 21 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 6 年 9 月 9 日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、植田
電話 03-3501-1742（直通）

東急不動産株式会社「(仮称) 徳島鳴門風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 鳴門市が2017年に公表している『鳴門市における陸上風力発電のゾーニング(適地評価)結果について』を十分に踏まえつつ、最新の知見等に基づいた適切な調査、予測及び評価を行うこと。
2. 大気環境について、工事用資材等の搬出入に伴う粉じんの影響について確認するとともに、その確認結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
3. 工事関係車両の走行に伴う騒音及び振動については、最新の知見等を踏まえた適切な調査地点を設定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 水質の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえ、適切な調査地点を設定するなど適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 事業実施区域及びその周辺は、特別天然記念物であるコウノトリをはじめ、重要な動植物が生息・生育していることから、これらに対する調査を実施する際には専門家等の助言を踏まえ、定量性が確保されるように適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 工事の実施に当たっては、土砂災害を発生させないよう十分な対策をするとともに、廃棄物及び残土については、発生抑制に努めることに加え、発生量、最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
7. 本事業計画では、風力発電機の基数及び設置位置、資材の搬出入経路等、具体的な事項が確定していないことから、これらを可能な限り明確にした上で、景観等に対して適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(徳島県知事及び香川県知事からの意見書の写しを添付)